

甲賀市建設工事等に関する設計違算事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札による契約において、透明性及び公正性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し、設計違算が生じた場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領の対象となる建設工事等は、予定価格200万円を超える建設工事及び予定価格100万円を超える測量・建設コンサルタント業務委託とする。

(定義)

第3条 この要領において「設計違算」とは、積算条件と異なる単価、歩掛り等の適用、設計図書の数量総括表と参考資料である積算内訳書の数量・単位の取り違い、計上漏れ・二重計上等により、予定価格に変更が生じるものをいう。ただし、積算数量等の不整合は設計違算に含まないものとする。

(開札前の対応)

第4条 入札の公告から開札する前までの間に設計違算があることが判明した場合は、当該入札の手続きを中止する。

2 入札の公告の後、当該入札に係る質問に対する回答日までの間に設計違算があることが判明した場合であって、設計違算の内容及び金額の誤りが予定価格の増減1%以内（以下「軽微」という。）であるときは、前項の規定にかかわらず、当該設計違算を訂正し、入札手続きを続行することができるものとする。なお、必要がある場合は、当該設計違算に係る訂正内容等を入札参加者に通知するものとする。

(契約締結前の対応)

第5条 落札決定から契約締結までの間に設計違算が判明した場合は、落札決定を取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者に変更が生じず、かつ、金額の誤りが軽微である場合であって、落札者に契約を締結する意思があるときは、この限りでない。

3 前項の規定により、契約を締結する場合は、入札参加者に対し契約締結が成立

したことを通知するものとする。

- 4 第1項の規定により、落札決定を取り消した場合において、落札候補者が損害を受けたときは、契約締結までの事務手続きに伴う損害の賠償は本市に請求することができるものとする。

(契約締結後の対応)

第6条 契約締結後に設計違算があることが判明した場合は、原則として、当該契約の相手方との合意により契約を解除するものとする。ただし、当該契約の履行状況等により契約を解除しがたい場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、契約の相手方は、契約の解除によって生じた契約締結に伴う事務手続きによる損害の賠償は本市に請求することができる。なお、現場サイドにおける資機材の発注によるキャンセル料等は含まないものとする。

(その他の対応)

第7条 市長は、第5条第2項の規定に基づき、落札決定から契約締結までの間に設計違算のあることが判明したが、落札候補者又は落札者の決定に変更が生じなかった場合は、訂正した設計金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。

(公表)

第8条 第5条第1項の規定により落札決定を取り消した場合、又は第6条第1項により契約を解除した場合は、速やかに入札情報公開システムにより公表を行うものとする。なお、重大な事案と判断される場合については議会へ報告するものとする。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。